

大治町完全週休2日制・週休2日制工事实施要領

(目的)

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、発注者指定型の完全週休2日制、週休2日制工事を実施する。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

休 工：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

工事完了日：完了届提出日

完全週休2日取得率：対象期間（第4条(1)ア）の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合

休日取得率：対象期間（第4条(1)ア又は第4条(2)ア）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合

(対象工事)

第3条 本要領の対象工事は、大治町建設部の発注する土木工事（土木工事の積算基準及び歩掛表を用いる工事）で、令和6年4月1日以降に契約する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、除くものとする。

- (1) 全ての現場が著しく施工期間が短い工事のみで発注するもの
- (2) 緊急の応急復旧工事
- (3) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間（第4条(1)ア及び第4条(2)ア）の大部分を占める工事

(形式)

第4条 形式は、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工を実施する。

ア 対象期間

契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は、必要最小限とするものとし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるように努めるものとする。

- (ア) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (イ) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- (ウ) 夏季休暇（3日間）
- (エ) 年末年始休暇（6日間）
- (オ) 工場製作のみの期間
- (カ) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合の、施工開始日を含む週
- (キ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合の、施工完了日を含む週
- (ク) 工事全体を一時中止している期間
- (ケ) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

イ 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。

(2) 週休 2 日制工事

週休 2 日制工事は、次の対象期間の全日数の 28.5%（2 / 7）以上の日数の休工を実施する。なお、休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。

ア 対象期間

第 4 条(1)アに同じ。

イ 休工日の設定

建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は 1 ヶ月単位で 4 週 8 休以上が達成できるよう努めるものとする。また、毎週土曜日を休工とするよう努めること。

(取組内容)

第 5 条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の（施工条件の明示）において、以下のことを明示する。
 - ・本要領の対象工事であるか否か
 - ・対象工事の場合で、第 4 条(1)ア(ケ)に該当する非対象期間を設定する場合はその内容
 - ・対象外工事の場合はその理由
- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休 2 日)」を追記する。
- (3) 発注者は、対象工事の当初設計において、4 週 8 休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工状況の適用区分に応じて補正率を変更するものとする。
- (4) 対象工事の受注者は、契約後、完全週休 2 日制工事又は週休 2 日制工事（以下「週休 2 日制工事等」という。）のいずれかを選択し、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督職員と協議を行うものとする。なお、施工開始後の形式の変更はできないものとする。
- (5) 対象工事の受注者は、毎月 5 日までに工事打合簿により実施状況（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督職員はこれを確認する。
- (6) 発注者が週休 2 日制工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (7) 対象工事の受注者は、4 週 6 休以上達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(週休 2 日の取得に要する費用の計上)

第 6 条 対象工事の休日取得率に応じた休工状況の適用区分は、次のとおりとする。

休日取得率	休工状況の適用区分
28.5%以上の場合	4 週 8 休以上
25%以上 28.5%未満の場合	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満
21.4%以上 25%未満の場合	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
21.4%未満の場合	4 週 6 休未満

- 2 対象工事における経費には、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査・設計など外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

休工状況の 適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

※市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1及び別紙2による
（対象工事への変更）

第7条 第3条(3)の理由で本要領の対象外とした工事に限り、契約後、受注者が対象工事に変更することを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる（ただし、このことによる金額の変更は行わないが、工期延期は行わない）。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管及びます設置工	取付管布設及 び支管取付工	1.00	1.01	1.02